平成２８年（フ）第２６０号
静岡県富士市五貫島1000番地の１
破産者　有限会社オート・リメイク
１　決定年月日　平成29年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４９４号
静岡県浜松市中区龍禅寺町230番地
破産者　有限会社進学セミナー大志館
１　決定年月日　平成29年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１号
愛媛県松山市三番町２丁目６番33、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市二番町２丁目１番地８
破産者　有限会社酉平
１　決定年月日　平成29年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８８号
埼玉県春日部市道口蛭田124番地２　ルネ春日部７―513、破産手続き開始決定時の住所埼玉県川口市大字差間24番地の48
破産者　平野　正樹
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２１号
埼玉県加須市花崎北１丁目10番地12
破産者　西島　良成
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７９号
埼玉県志木市上宗岡１―７―50昭和コーポ志木101号、旧住所埼玉県志木市上宗岡１丁目６番36号
破産者　櫻田　喜秀
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―33―501
破産者　松村　尚子
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１６号
埼玉県北本市北本２丁目47番地　メゾン大一205、破産手続開始時の住所埼玉県北本市二ツ家２丁目３番地
破産者　堀内　　昇
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
京都府京丹後市網野町下岡137番地
破産者　中山十四郎
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３８６号
大分市大字片島134番地の１（プランドール５番館202）
破産者　髙山　雅輝
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
沖縄県中頭郡北谷町美浜２丁目４番地６　コミュニティマンション201
破産者　親田　新一
１　決定年月日　平成29年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１４９号
北海道江別市野幌松並町２番地の４　レジデンス三幸201号
破産者　阿部　修治
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４８号
札幌市中央区南15条西９丁目２番３―602号
破産者　杉浦　弘美（旧姓中塚）
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２８８号
札幌市北区北20条西７丁目１番６―108号
破産者　袰田美津子
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９号
札幌市白石区菊水１条３丁目２番１―501号
破産者　鈴木　　隆
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１号
札幌市白石区川北４条１丁目４番１―204号
破産者　藤原　哲哉（旧姓松田）
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
北海道野付郡別海町美原10番地の88
破産者　岡元　栄治
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第４５号
北海道標津郡標津町南６条西４丁目３番７号
破産者　神内眞知子
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部